

別表 2 (第 3 条関係)

区 分	改修等の内容
増築	既存の店舗等の面積を拡張するための工事
改築	既存の店舗、その一部の建て替え工事
改修	<p>店舗等の維持、改良等のために実施する概ね下記の工事・修繕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基礎、外壁、屋根、内装等</li> <li>(2) 塗装</li> <li>(3) 柱、梁等の安全性維持向上のための工事等</li> <li>(4) 避難・防災設備、換気設備等の工事等</li> <li>(5) バリアフリー化</li> <li>(6) 看板、オーニング設置（敷地内に限る）</li> </ol>
備品等購入	店舗等において専ら事業の用に供する備品、器具の購入
その他	その他事業継続のために必要な工事、ホームページの作成、改修等
対象除外	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 改修等に伴う設計及び契約のための経費</li> <li>(2) 車両、レジスター、パソコン、ファクス、事務用品、什器</li> <li>(3) その他、事業継続と直接的と認められないもの</li> </ol>